

外来種対策における最近の動き：特に新しい外来種リストに関して

中井 克樹（滋賀県立琵琶湖博物館／滋賀県自然環境保全課）

外来生物法は、外来種問題に対処するための法的枠組みとして 2005 年 6 月に施行された。この法律の規制対象「特定外来生物」へのオオクチバスの選定をめぐっては大きな論争を招いたが、結果として、魚類からはオオクチバスを含めた 13 種が指定された。また、環境省のウェブサイトでは特定外来生物に指定されないが取り扱いに注意が必要な外来種を示す「要注意外来生物リスト」が公表され、魚類は 21 種が含まれた。この外来種対策の枠組みは、その後 2014 年 6 月に外来生物法が一部見直され、特定外来生物との交雑個体を特定外来生物として扱えるようになったことで、魚類では特定外来生物同士（ストライプトバスとホワイトバス）との交雑種が追加されたこと以外、変化することなく維持されたが、2015 年 3 月に「生態系被害防止外来種リスト（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト、以下、「新リスト」）」が公表され、従来の要注意外来生物リスト（以下、「旧リスト」）は廃止されることになり、新しい段階に入った。

両リストの大きな違いは 3 つある。まず、旧リストでは、特定外来生物に指定されていないが取り扱いに注意が必要な外来種が「要注意外来生物」として選定されたのに対し、新リストではその正式名称が示すとおり「生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」が選定され、特定外来生物はすべて含まれていることである。つまり、新リストの作成により、絶滅危惧種対策のレッドリストから種の保存法の規制対象である国内希少野生動植物種が選定・指定されるのと同様に、新リストを基にして特定外来生物が選定・指定されるという仕組みが成立したことになる。

また、侵入・定着状況や防除の必要性などに応じたカテゴリーが設けられた。これによって、レッドリスト・カテゴリーによる絶滅危惧種の重み付けと同様に、外来種の対策の必要性について重み付けがなされることになった。新リストでは、外来種は侵入・定着状況によって、未定着の「定着予防外来種」と定着済みの「総合対策外来種」、産業利用の中で適切に管理すべき「産業管理外来種」という 3 カテゴリーに大別され、「定着防止外来種」には国内に未侵入で侵入を水際で防ぐべき「侵入予防外来種」のサブカテゴリーが、「総合対策外来種」には対策の必要性の高いものに対して「緊急対策外来種」と「重要対策外来種」のサブカテゴリーが設けられている。

さらに、外来生物法が国外起源の外来種のみを対象とした枠組みであるのに対し、外来種問題の普及啓発の観点から、新リストでは国内起源の外来種も種名とそれが外来種として注意すべき地域とを併記した名称でリストアップされることになった。

新リストでは、国外起源の外来種では、定着予防外来種として 21 種類（うち侵入予防外来種 5 種）、総合対策外来種として 31 種（うち緊急対策外来種 4 種、重点対策外来種 2 種）、産業管理外来種として 3 種の計 55 種類が選定されたが、旧リストの掲載種のうち 6 種（定着種としてはカムルチー、タイワンドジョウ、コウタイ、タイリクスズキを含む。）は選定から外れることになった。また、国内起源の外来種では、4 種（+地域）が総合対策外来種に選定された。

今回の選定結果のうち、演者が特に気がかりなのは、産業管理外来種にニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの 3 種が選定されたことである。そもそも産業管理外来種は「産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種」とされており、魚類以外で唯一動物から選定されたセイヨウオオマルハナバチや植物の 12 種類（作物や牧草、飼料、緑化植物）と比較すると、魚類 3 種のうち「産業利用」が著しく多いニジマスはまだしも、「利用」規模が小さい一方で私的放流により分布域を急速に拡大しているブラウントラウトや、漁業権が設定されているとはいえ中禅寺湖に限定されたレイクトラウトが含まれていることは、非常にバランスが悪く思えてならない。

さて、外来種問題への対策は、大規模な対症療法的な事業としては行政主導となるのが一般的であるが、定着や拡大の未然防止や侵入への早期対応には監視の裾野を広げることがきわめて重要である。そのためには、新リストと同時に公表された「外来種被害防止行動計画」に沿って、外来種の新リストを絶滅危惧種のレッドリストと同程度には普及させ、外来生物法による強い罰則を伴う「厳しい規制」だけでなく、罰則等の規制を伴わない新リストの活用による「ゆるやかな抑制」を広めていくことで、絶滅危惧種対策と同様、外来種対策においても制度的枠組みの有効な社会実装を図ることができるものと期待される。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)に掲載されている魚類(2015年3月26日公表時点)

国外由来の外来種

カテゴリー	外来生物法		留意外来生物リスト (環境省)	選定外
	特定外来生物 13種	未判定外来生物 3種類		
侵入予防外来種 (5種)		ブラウンブルヘッド(Ameiurus 属 全種) 1種	21種	24種類 4種
定着予防 外来種 (21種類)	ノーザンパイク、マスキーパーパイク、ケツ ギョ、コウライケツギョ、ストライトバス、ホ ワイトバス、ヨーロッパアンバーチ、パイク パーチ 8種	パイク科(カワカマス属全種)、ガ ンブシア・ホルブローキ 2種類	2種	4種類 ガー科、レッドホースミノー、スポットテッドタイラピア、オリノ コセイルフィンキョットフィッシュ
緊急対策外来種 (4種)	チャネルキョットフィッシュ(アメリカナマ ズ)、ブルーギル、コクチバス、オオクチバ ス 4種			
重点対策外来種 (2種)	カダヤン 1種		1種	1種
その他の 総合対策外来種 (25種)			10種	15種
総合対策 外来種 (31種)			タイクバラタナゴ	レイクラウト
産業管理外来種(3種)			ニジマス、ブラウントラウト	1種

国内由来の外来種、国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種

総合対策 外来種 (4件)				琵琶湖・淀川以外のバス 東北地方などのモツゴ 九州北西部及び北海道・北陸地方以東のギギ 近畿地方以東のオヤニヤマ
その他の 総合対策外来種 (4件)				

(参考)リストに掲載されなかったもの

リスト外(18種類)		12種類 以下の属・科の全種(Uctalurus 属、サンフィッシュ科、モロネ科、 Gadopsis 属、Maccullochella 属、 Macquaria 属、Percichthys 属、 Gymno- cephalus 属、Perca 属、Sander 属、Zinger 属、ケツギヨ属)	6種	ゴールデンパーチ、カムルチー、 タイクアスズキ、タイワンドジョウ、 マーレーコッド、コウタイ
------------	--	---	----	--